

国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
について（概要）

1. 政令案の趣旨

本政令案は、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号。以下「機構法」という。）及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第47号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、医療法施行令（昭和23年政令第326号）その他関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「個人情報法施行令」という。）を改正し、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）が法令の規定に基づき行う公権力性の高い業務について、公的部門の安全管理措置を準用する規定を追加すること等を定めるものである。

2. 政令案の概要

(1) 以下の政令について、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「NCGM」という。）の解散及び国立感染症研究所の廃止並びに機構の創設に伴う所要の規定の整備を行う。

1. 医療法施行令
2. 道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号）
3. 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）
4. 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）
5. 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）
6. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）
7. 首都圏整備法施行令（昭和32年政令第333号）
8. 近畿圏整備法施行令（昭和40年政令第159号）
9. 中部圏開発整備法施行令（昭和42年政令第20号）
10. 地震防災対策特別措置法施行令（平成7年政令第295号）
11. 中小企業等協同組合法施行令（昭和33年政令第43号）
12. 信用金庫法施行令（昭和43年政令第142号）
13. 労働金庫法施行令（昭和57年政令第46号）
14. 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）
15. 特許法施行令（昭和35年政令第16号）
16. 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）
17. 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）

18. 地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）
19. 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和 37 年政令第 393 号）
20. 独立行政法人等登記令（昭和 39 年政令第 28 号）
21. 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和 41 年政令第 222 号）
22. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和 41 年政令第 248 号）
23. 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 252 号）
24. 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成 10 年政令第 265 号）
25. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成 12 年政令第 556 号）
26. 電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号）
27. 健康増進法施行令（平成 14 年政令第 361 号）
28. 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成 15 年政令第 27 号）
29. 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成 17 年政令第 42 号）
30. 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成 19 年政令第 344 号）
31. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成 20 年政令第 314 号）
32. 統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）
33. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成 28 年政令第 32 号）
34. 職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）
35. 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号）
36. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成 25 年政令第 3 号）
37. 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）
38. 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）
39. 国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）
40. 雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成

26 年政令第 172 号)

41. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成 27 年政令第 318 号）
 42. 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
 43. 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
 44. 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
 45. 消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）について、整備法による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の改正の施行に伴い機構を特定一種病原体等所持者の指定対象となる法人として定めることとする。
- (3) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号）について、国立健康危機管理研究機構法施行令（令和 6 年政令第 266 号）で改正した厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）の改正に伴う審議会の名称変更を手当するほか、NCGM の廃止に伴う所要の規定の整備を行う。
- (4) 個人情報法施行令について、機構が行う業務のうち、感染症法第 65 条の 4 第 1 項又は第 65 条の 5 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項の規定に基づき行う業務（機構法第 23 条第 1 項第 14 号に掲げる業務）を、個人情報法における公的部門の安全管理措置を講ずべき業務に位置付けることとする。

3. 根拠条項

個人情報法第 66 条第 2 項第 3 号、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 5 条の 2 第 2 項第 7 号及び第 7 条の 2 第 1 項 等

4. 施行期日等

公布日 : 令和 6 年 11 月上旬（予定）

施行期日 : 機構法の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）